



番号	不-01	地目	田	地積	3,018
所在/地番	栄町字駕下1022番				
見積価格	4,100,000円				
公売保証金	450,000円				

平成23年度 税込確保重点期間



番号	不-03	地目	田	地積	1,332
所在/地番	新堂字畑中216番1				
見積価格	1,600,000円				
公売保証金	200,000円				



番号	不-04	地目	田	地積	810
所在/地番	中谷字江川1265番地				
見積価格	1,100,000円				
公売保証金	150,000円				

市では、税の公平性と自主財源の確保を図るため、7～9月を「税込確保重点期間」と定め、市税の滞納があり、納付や納税の相談もない方に対し、差し押さえなどの滞納処分を実施しました。



番号	不-05	地目	田	地積	271
所在/地番	三宅字小林954番地				
見積価格	650,000円				
公売保証金	100,000円				

滞納処分で差し押さえた
これらの物件を公売します。
ぜひ、参加ください!!

不動産を公売します

農 地 特 集



番号	不-06	地目	田	地積	960
所在/地番	竹野町松本41番1				
見積価格	900,000円				
公売保証金	100,000円				

- 公売期日 12月2日(金)
- 入札時間 午後2時30分～
- 入札会場 豊岡市民プラザ 市民活動室
- その他
 - ・これら物件の入札に参加する際は、農業委員会発行の買受適格証明書が必要です。
 - ・地積の単位は㎡です。
 - ・詳細は、問い合わせください。

《問合せ》 税務課収税係 ☎23-1118



番号	不-07	地目	田	地積	1,302
所在/地番	日高町野々庄字スヘナシ908番				
見積価格	10,900,000円				
公売保証金	1,100,000円				



番号	不-08	地目	田	地積	1,199
所在/地番	日高町奈佐路字縄手649番1				
見積価格	2,200,000円				
公売保証金	250,000円				



番号	不-09	地目	田	地積	82
所在/地番	日高町祢布サマリ1057番2				
見積価格	2,100,000円				
公売保証金	250,000円				



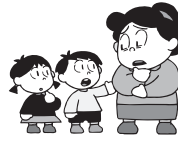
番号	不-10	地目	田	地積	976
所在/地番	日高町鶴岡字二ツ橋137番1				
見積価格	7,400,000円				
公売保証金	750,000円				

10月1日から 子ども手当制度が変わります!!



10月1日から新しい子ども手当制度に変わるため、支給金額や子どもの国内居住など、支給要件が変更されます。

現在受給中の子ども手当は、9月30日で全ての方の受給権が消滅します。そのため、今まで子ども手当を受けていた方を含め、全支給対象者は、改めて「新規請求書」の提出が必要です。申請期限(平成24年3月31日)までに提出すれば、10月分からさかのぼって受給できます。



なお、所得制限は、平成24年6月から実施の予定です。詳細が分かり次第お知らせします。

- ▽支給期間 10月分〜平成24年3月分
- ▽対象 0歳〜中学3年生まで(15歳到達後最初の3月31日までの間にある子ども)



▽支給月額

	第1子	第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	15,000円	15,000円
3歳〜小学6年生	10,000円	10,000円	15,000円
中学生	10,000円	10,000円	10,000円

- ※ただし、施設入所者は全員第1子とみなします。
- ▽支払時期 10月〜1月分は平成24年2月に、2〜3月分は平成24年6月に支払われます。
- ▽所得制限 なし
- ▽変更された支給要件
 - ①子どもの住所が国内にあること(留学中は可)

②離婚協議中の別居については、子どもと同居している方が優先的に受給できる

③里親が受給できる

④子どもが児童養護施設などに入所中のときは、施設設置者が受給できる

⑤未成年後見人や父母指定者が、子どもを監護し生計が同一であれば受給できる



▽申請 申請が必要な世帯には、10月中に請求書などを郵送する予定です。公務員は勤務先で手続きください。父母のどちらかが公務員の場合は、二重受給にならないように必ず職場で相談ください。

▽申請期間 10月1日〜平成24年3月31日

※9月分までの子ども手当は10月14日(金)に振り込みます。

《問合せ》市民課市民係
☎21-9015

固定資産税のお知らせ

◆固定資産に異動があった場合は申し出てください

固定資産税は、毎年1月1日に、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方がその所在する市町村に納める税金です。

平成23年中に、次のような異動があった場合は、必ず申し出てください。

- ①家屋の取り壊し
 - ②家屋の用途変更(例：専用住宅・併用住宅⇄工場・事務所)
 - ③登記をしていない家屋の所有者の変更
 - ④土地の利用状況の変更(例：農地を埋め立てて駐車場や資材置場にした)
 - ⑤その他、今年4月に送付した「課税明細書」の内容と比べて変更が生じた など
- ※登記が完了した場合の異動の申し出は不要です。
- ※異動内容は、平成24年度から反映されます。
- ◆償却資産の申告をしましょう!
平成23年度の申告がまだの方は、**至急申告ください!**
- 償却資産とは、会社や、個人で事業を営んでいる方が、その事業のために所有している資産(構築物、機械および装置、工具・器具および備品など)です。
- 市内に償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の所有状況の申告が必要です。償却資産は、耐用年数を経過した資産でも、その事業のために使用している限り、毎年申告が必要です。
- また、資産の異動がない場合も毎年申告が必要です。平成23年1月2日以降に新たに該当資産を取得した方は、平成24年度分から申告してください。
- ↳**駐車場や共同住宅などの不動産賃貸業を営んでいる方へ**
次のような事業用資産(ただし、家屋の評価に含まれないもの)を所有している方は、申告が必要です。
- ・駐車場のアスファルト舗装、フェンス、側溝、受変電設備、外灯(屋外配線)、集合郵便受け、家具付マンションにおける備品

《問合せ》 税務課資産税係
☎21-9046または各総合支所市民福祉課